

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年6月14日（金）

午前10時開会、午後0時21分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ①議案第48号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ②議案第49号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③議案第51号 土浦市教育支援委員会条例の一部改正について
- ④議案第57号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

（2）付託された請願の審査

新規分

- 受理番号5 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び県に提出することを求める請願

（3）各種委員会の選出

- ①土浦市都市計画審議会委員（選出すべき人数 1名）

（4）その他

- ①土浦市立学校におけるラーケーションの実施について

4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 矢口 勝雄

副委員長 田中 義法

委員 吉田 千鶴子
委員 勝田 達也
委員 福田 勝夫
委員 平岡 房子
委員 根本 法子

欠席委員（1名）

委員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今より文教厚生委員会を開会いたします。本日の欠席議員は鈴木一彦議員です。本日は当文教厚生委員会に付託されました議案が4件、新規の請願が1件、その他が1件でございます。新規の請願につきまして陳情者から意見陳述の希望がありました。協議事項（1）議案の審議に入る前に陳述者の方にお越しいただいておりますので、先に審議事項（2）請願の審査に入ります。それでは、受理番号5、脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び県に提出することを求める請願となります。資料は、文教厚生委員会、令和6年、6月14日開催、資料①を御準備ください。それでは、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長のほうから注意をいたしますので、御了承ください。なお、陳述していただく時間は、10分間となります。なお、お手元に請願者からの資料が配布されておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。それでは、意見陳述を始めてください。

○意見陳述者・・・氏 筑西市から来ました・・・です。よろしくお願ひいたします。今回は平石市議に紹介議員を受けていただき、請願を出すことができました。請願を出した理由を述べさせていただきます。こちらの文章を読む形になりますので、失礼いたします。私の息子が18年前の17歳の時の交通事故、通学の時の交通事故でひき逃げに会い、脳脊髄液減少症を発症しました。その頃からずっと県内には専門医がないので、静岡にある主治医のところまでずっと通っていました。3年ほど前にその主治医が高齢のために退職されると聞き、再度近くの病院を探し始めましたが、県内は相変わらず専門医はいません。特に息子のような難治性の患者を受け入れる病院は近郊地域にもありません。かなり前になりますが、体調が悪化し、救急車を呼びましたが、県内で受け入れ先はなく近郊の地域でもありませんでした。その時には主治医のいる静岡県、そちらのほうまで救急搬送されました。4時間とても地獄でした。その

救急搬送事例は実際に起きた実体験です。この疾患は完治がなく、寛解がゴールの疾患です。それも長期ケアが必要ですが、継続的に面倒を見てくれる病院はずっとありません。行政機関に相談等がないことから、この疾患の該当者はいないと、お役所の方は言われますが、そもそも病気を疑う際に市役所や県庁に相談するのでしょうか。違います。病院へ行き、医師に相談します。ですが、県内には専門医はいません。それなのに、県内には同じ境遇の患者さんがいます。それに加え、病気を認識できず病院をたらい回しにされ、最終的には精神疾患と誤診される方が非常に多いです。県内にもたくさんいると思います。起き上がると頭痛、目まいなどが悪化するのが特徴ですが、座位でも症状は悪化します。遠方への定期的な通院は毎回とても大変です。18年間ずっとこれで通院をしています、かなり苦勞しています。再三にわたり文科省のほうから子供たちのスポーツや尻もち、転倒などで脳脊髄液減少症を発症するという通達が出ていますが、小児を見る専門医はもっと少ないです。この通達の実際の当事者の親御さんたちに届くように、小中学校へは保健だよりとかで昨年9月から県のほうにお願いして、順次お知らせをしていただいているところです。ちょっと話がそれますが、茨城県内での令和4年度なんですけれども、不登校児童の数になります。不登校児童生徒数、小学校が3,288人、中学校が5,289人、合計8,577人とは別に病気による長期欠席児童、これ30日以上ですね。小学校が1,155人、中学校が1,236人、合計2,391名です。ですが、実際はグレーゾーンの生徒さんがたくさんいらっしゃいます。例えば保健室のみの登校、半日だけ出席の生徒は、この数には含まれていません。なぜこのような発言をしたかということ、この病欠の子供たちの中に本来は脳脊髄液減少症の患者がいるかもしれないのです。よく耳にすると思うんですけど、起立性調節障害、こちらで治療されても直らないお子さんの中に、脳脊髄液減少症が隠れている場合が結構というのですか、ちょっとかなり私の肌感ではありました。ですが、脳脊髄液減少症は通常検査では発見できません。髄液漏れの検査を行う必要があるのです。通常病院ではしていません。画像判断ができないのです。これは脳槽シンチといって請願のほうにも書きましたが、脳槽シンチという県内でも数か所しかできない検査をして、それで画像診断するというのが脳脊髄液減少症の検査になります。さらに、少し前ですが、神奈川県で未成年者の自殺がありました。茨城県でもこのように病気のつらさ、怠け病と言われたり周囲から理解されないで、子供さんが自殺ということが出ないように、今私は周知も込めてこの請願も出しております。よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ありがとうございます。まずは息子さんが長い間苦しんでおられるということで、お見舞いを申し上げたいと思います。審査に入る前に委員から陳述者に何か聞いておきたいことはございますでしょうか。

○**根本委員** 今、本当に御苦勞されていることがすごく分かりました。でも、病院も県内に無くて、現在は茨城県内に専門医がいなくておっしゃっていましたが、県外へ通院されているのは本当に御本人、家族にとって大変な御苦勞だと思います。差し支えなければ、現在通っている病院はどこに通院をされているのか。どこまで通ってらっしゃるのかと思いました。

○**意見陳述者・・氏** 熱海にあった病院のところを先生が移転されて、今は平塚のふれあいホスピタルというところの神奈川県になります。ただ、そこでものすごく規模を縮小してやっているのので、できれば地元で治療していただきたいという意向なのですが、ただ茨城県からの患者さんはやっぱり専門医がいなくて、受け入れていただいているという形になっています。

○**勝田委員** 拝見しまして、おつらい気持ちを本当にお察し申し上げます。2点教えていただければと思います。今、静岡のほうに行かれているということなのですが、静岡と茨城だと大分遠いですよね。平塚だと神奈川だと思いますけれども、例えば千葉や東京などそういったところには専門医の方はいらっしゃるものなのでしょうか。

○**意見陳述者・・氏** 専門医という形では東京の山王病院さんがいるのですが、でも、そこはブラッドパッチ1回、2回、3回程度の患者さんは受け入れるのですが、うちの息子みたいに長期疾患で、要は難治性になってしまっている患者さんは受入れ不可能という形になっています。

○**勝田委員** そうしますと、その患者様にとって見ていただける病院が非常にもう茨城に限らず日本全国少ない、そういった状況を是正したいというようなことでよろしいですか。

○**意見陳述者・・氏** それもちろんあります。実際、脳脊髄液漏出症学会というのがございますけれども、そこに所属している脳神経外科の先生でも半分ぐらいしか実際、脳脊髄液減少症を診察しているお医者さんがいないんですね。ほかのお医者様は、痴ほう、ぼけとか、てんかんとかそちらを主にしていて、脳脊髄液減少症の治療をしている専門医というのは全国でも本当に片手ぐらいしかいらっしゃらなくて、ましてや難治性となると、皆さん専門医のお医者さんも、もうほかでという形になっていただくようなのが多いので、実際につくばで難治性の方が、私が新聞に載ったことによって連絡いただいたんですけれども、ここら辺でやっぱり見ていただけなくて、もううちで天井見てるだけなんですという患者さんがいらっしゃったんです。その方を紹介したのはやっぱり関西方面になってしまうんです。どうしても難治性となってしまうと、700キロ以上離れた四国か関西、そっちまで行かないとならないので、うちの子もできればそちらで治療はしたいんですけれども、さすがに今の体調で病院も通えなくて訪問医で対応させていただいてるので。平塚でも1日泊まって体調見ながら通

院している状態なので。700キロを本人が移動して逆に具合悪くなったらどうしようかなというので、行けない患者さんがいらっしやいます。

○福田委員 お聞きしたいのですが、今朝方、あさイチという番組で俳優の米倉涼子さんが今そういう治療をしているということで。確かに県内、それから、北関東一円にもあまりないのですよね。きちんと検証するところが。そういう点で大変な思いをされていると思うのですが、息子さんは事故が原因ですけれども、この髄液がどんどん減ってしまうという、こういう症状はドクターの調べ方としては、専門医がないので非常に難しいのですが。学校は定期的な身体検査みたいのをやりますよね。そういうところで発見されないのですよね。これはね。もしその辺のところ何かありましたら、お聞きしたいのですが。

○意見陳述者・・氏 学校でのということ、その起立性調節障害、この病気を診断されている方の中でということでしたら、検討するというか脳脊かもしれない。要はその起立神経の治療をしても治らない患者さんというのは実際、茨城県の国会議員の方にお話した時にも、あれうちの息子そうかもしれないという議員さんが1人いらっしやいまして、やはり頭が痛い、目まいがするということで、ずっと何年も学校行かない時期があって、だけど茨城県内いろいろな病院、東京の大きい病院も検査に連れてったんだと言ったんですけれども、それでも原因は分からない。要は脳脊を疑って脳脊の専門医にかかって髄液漏れの検査をしないと確定診断もつかないし、診断が下らないので、まずは疑って知ること、この病気のことを知ることが先なので、県のほうも通達がいつているのに県で止まっていたことがありまして、通達が来ているのだったら、保健だよりとかそういうもので学校とかにお知らせするようにしていただけませんかというお願いとかをしています。請願を出したところには、請願の採決が終わった後に教育長とかのほうにもお会いさせていただいて、その市町村で、小中学校の校長会とかにおいて、その保健だよりへちょっと詰めた感じで、一番は全校生徒の集まっている時でも何でも良いのですが、そういう時に脳脊のちょっと勉強なり、保健だよりなりを再度周知していただきたいなということをやっています。

○吉田(千)委員 大変長い間、本当に分からない人には分からないというところがとても大変な病気なんだということで、私も平成24年に一般質問させていただいて、それ以降ということなので、何か申し訳ないとそういう思いで今ここにおります。そうした中で先ほど、難治性というお話ございました。この難治性というところはということなのか、もし教えていただければ有り難いのですが。

○意見陳述者・・氏 難治性の定義というものも病院の先生たちの間では特にはないのですが、うちの子は17年間漏れが止まらず8回のブラッドパッチをしています。意外と皆さん1回、2回のブラッドパッチで治る。研究結果なんかでも3回ブラッドパ

ッチすれば、7割が寛解ということになっているんですけど、実際の患者さん同士とかのコミュニティーとかで話すと、皆さん4回、5回が平均なんです。ひどい人だと30回という。私からすると想像もできない。この回数をこなすことによって下半身まひとか、どうしても背中と健康骨の間、首のところに、脊髄にするので、どうしても麻痺とか、うちの子も若干しびれとか、まひがやっぱり残ってしまったのがどうしても後遺症として出てしまって、じゃあ治ったからブラッドパッチしないのかというところとそうじゃなくて、これ以上まひがひどくなりたくないから治療を断念してるという患者さんが実際多くて、ちょっと話がそれてしまって申し訳ないのですけれども。質問が話している最中にちょっと分からなくなってしまうと申し訳ないのですが。難治性という定義はないのですけれども、5年、10年、ひどい方だと保険適用などと騒ぐずっと前の30年ぐらい前からこの病気で悩んでいる方が実際治らないで寝たきりだけで、治療法が確立も何もされていない。厚生労働省のほうには直接行ってお話して、何度か言っているのですけれども、厚生労働省の見解としては診断基準がまだ研究段階というのですね。国のチームが2019年に発表したガイドラインは不確かだという。だから、その研究チームの先生たちはこれで良いと思って、よしと思ってガイドラインにしたのに、蓋を開けてみたら国は研究段階と言うのです。海外と日本の治療を比べても本当に雲泥の差がありまして、海外の専門医のドクターは日本の治療はクレイジーだと私は言われたのです。なぜかというのは、例えて言うのは、その漏れというのは私もそうなのですけれども、海外の論文とかいろいろなものを見るまでは点だと思っていたのです。たくさん漏れている穴があって、そこから髄液が漏れている。よくツリー状と言いはなっているのですけれども、それは全部点だと思っていたのです。ですけど、海外の論文と、その先生とやりとりさせていただいたら、裂傷なのです。裂傷、亀裂なのです。交通事故みたいな外傷のうちの子みたいな子は平均4ミリから6ミリ、ちょっとひどいなという人は1.5センチ裂傷なのです。だから、私それ思った時に、うちの子は交通事故で10メートルも飛ばされて、最初半身まひだったのですけれども、ぶつかったところで、変じゃなかったのだ、きつうちの子は。だからブラッドパッチを17年間やっても。その止まらないブラッドパッチは結局自分の血液を入れることによって、よくそれがかさ蓋になってという解釈をする人もいますが、そうではなくて、異物が入ったことによって炎症反応で止めるのですね。穴を。だから、みんな血が入ってかさ蓋になると言うけれど、かさ蓋にならないのですよ。かさ蓋というよりは、要は自分の血液だから安全だと言うのですが、その血液が入った炎症反応で直すというのがどちらかというと正しい見解なのですが。なかなかそこら辺が。

○吉田（千）委員 本当にありがとうございます。いまだに国のほうの見解が、治療に対するしっかりとした見解が出ないというそういう中で、いろいろ勉強された中で裂傷という点ではなくて、そういうことなのかなというふうに御自身の中では今そう思っらっしゃるという、本当に自分の手探りで、先生からではなくていろいろな文献を読んだり、本当にどれほどの御苦勞をされているかということが、その難治性という中の一言ではあるのですけれども、今まで大変な思いをされてきたということが分かりました。

○矢口委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、質問も出尽くしたようですので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。

（意見陳述者移動）

○矢口委員長 委員の皆さんで執行部に何か聞いておきたいことはありますでしょうか。

（「はい」という声あり）

○矢口委員長 それでは、執行部のほうに入室いただきますので、少々お待ちください。

（執行部入室）

○矢口委員長 それでは、執行部の皆様にお集まりいただきましたところで続けたいと思います。それでは吉田委員、質問のほうお願いします。

○吉田（千）委員 請願者の方から様々、今までの、そして、今回の要望ということについてお話を伺いました。本当に長い間御苦勞されているという様子を様々伺ったわけなのですが、その中で茨城県内には専門医がいないと。それで、現在、神奈川県の方まで、初めは静岡の方だったのだけれども、そこから移転して今は神奈川県の方に通っらっしゃるという、そういうお話を伺いました。茨城県内の専門医のこと、あるいはどのぐらい病院が、見ていただくとすれば。ただ、・・・様のお話ですと、・・・様の御息様はなかなか見ていただくところは現在ないということ伺ったところなのですが、その辺りについてお聞かせいただければ有り難いなというふうに思います。

○佐藤健康増進課長 茨城県のホームページのほうで公表されている情報ですと、脳脊髄液減少症の診察が可能な医療機関として11か所の医療機関が公表されている状況です。

○吉田（千）委員 ・・・様のお話しにあったように、なかなかいわゆる難治性という、長い間に渡るそういう方々に対しての治療はないというふうに伺ったのですが、その

辺については詳しいことは突然でしたので、まだお調べがないのかなというふうに思いましたので、今後そういった点についても今回の要望とともにしっかりと県のほうに働き掛けをお願いして、難治性の方についてもしっかりと見られる、そういう病院ができる、そういう方向に、また、意見書を私ども今回提出させていただければなどというふうに思っておりますので、今後についてどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。要望といたします。それから、もう1点よろしいですか。続けて。先ほど不登校児童の生徒数についてお話を伺いました。長期欠席児童の中にグレーゾーンと言われる、どうして不登校になってしまってるのかということが分からない方がおられるかと言うふうにお話を伺いました。保健室のみの登校だったり、半日だけの出席だったり、あるいは起立性障害、そういう障害のこと、診断がつかないとか、はた目には分からない、外から分からない状況もあるということも先ほど伺いました。それですので、是非とも小中学校の皆さん、あるいは生徒のみならず学校の先生はもちろんですが、保護者の方々にも脳脊髄液減少症漏出症というものがあるということ、それはどういうことなのか。そして、皆にそのことを知っていただくということで、いじめとか、怠けているのじゃないのとか、そういうことにつながらないようにですね。また、不登校されている方についてもこういった病気があって、もしかしたらそうかもしれないので、治療を受けていただければと。それはアドバイスですけど、皆さんに広く知ってもらう。この病気を知ってもらうということがまず大事かと思うので、その点について指導課長のほうからお願いできればというふうに思ひます。

○岩田指導課長 今、議題として出ている脳脊髄液の関係もそうなのですが、子供たちにはいろいろな持病を抱えている子たちもおりますし、先ほど不登校児童生徒の話が出ていましたが、起立性障害とか、そのほか学校には来ているけれども、発達障害のあるお子さん、こういった多様なお子さんを学校で今お預かりしておりますので、人権にも関わる部分ですが、その特性というのは、その子その子の特性というのは、きちんと把握するような形で指導に当たっているところです。また、特別支援を要するような子供たちに対しては、個別の教育支援計画、個別の指導計画というのを基にして保護者の皆さんと共通理解の下、指導のほうを進めておりますので、今回の該当するようなお子さんについても、そのような医療的な部分についてのフォローを十分理解した上で、共通理解の下に指導支援に当たっていくという体制を作れるかと思ひます。また、保護者の皆さんにそういった周知をしていくという部分については、もちろんそのお子さん一人一人のセンシティブな部分でもあるので、保護者の皆さんや本人の了解をながら進めていかなければならない部分もあるのかなというふうに思ひます。ただ、いろいろなお子さんがいる、そして、こういうような病気もある

んだというような周知の仕方は考えられると思いますので、持ち帰らせていただいて、十分に検討していきたいというふうに思います。

○吉田(千)委員 様々のお子さんに対して本当きめ細かくという、そういう思いでいてくださることをまずもって感謝申し上げます。最後の部分でございますが、本当にこういう病気があるということを知らないということがあろうかと思えます。是非ともその点について、この病気について知っていただくという観点だけで結構です。そのことを皆さんが知って、こんな病気があるんだということ、多くの人を知ること、子供たちもちろんですが、そういった意味で先生、あるいは保護者の方々、何かホームページ上等でも、是非教育委員会のほうでまたそういったことを御検討していただければと思いますので、要望といたします。よろしく申し上げます。あと1点だけごめんなさい。先ほどは健康増進課長ありがとうございます。私も平成24年に脳脊髄液減少症のことで質問させていただいて、その際にホームページのほうにということでのお話をさせていただいたかと思うのですが、その後についてちょっとお聞かせいただければ有り難いと思います。

○佐藤健康増進課長 市のホームページのほうに、健康増進課の中で脳脊髄液減少症とはということで御紹介させていただいて、外部のリンクのほうに詳しいことはということで、御案内の部分とページを掲載させていただいているところです。

○吉田(千)委員 機会を見て、広報誌等でも是非皆さんに分かっていただけるような方法が取れますように、是非ともお願いしたいと思います。

○矢口委員長 ほかに執行部に質問がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 今度は委員皆さんからの御意見をこの場でお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようです。私もこの請願の陳述者のお話を伺って、もちろんこの病の大変さ、そして、これに対する医療体制の確立を求めていらっしゃるということは伝わりましたが、それ以前に吉田委員がおっしゃられたように、まずこの病気を皆さんに知ってほしい。そして、この病気が分からないことによって誤解を生んだりすることもあるのだなど。特に学校の部分ですね。そういったことも十分伝わりました。ということで、それでは、採決に移りたいと思います。まず継続審査としたほうが良いかを確認させていただきます。継続審査がよろしいと思われる方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

○矢口委員長 いらっしゃらないということで、それでは、採決をいたします。本請願を採択とする方は挙手願います。

(6名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成でございます。受理番号5に関しては採択とすることに決しました。ただ今採択いただいた請願書に対して提出する意見書文案の審査をお願いいたします。今回提出されております意見書文案をこの内容でよろしいかということですが、いかがですか。何か変えたい部分や確認しておきたい部分等はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、付託されました請願の審査は以上となります。後ほど委員の皆さんは意見書に署名をしていただきますので、よろしく願いいたします。執行部に入室いただきます。

(執行部入室)

○矢口委員長 協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。資料は、本会議、令和6年、第2回定例会、事前配付資料、議案第47号～57号を御準備ください。委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。それでは、はじめに、議案第48号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○野中保育課長 資料の議案第47号～57号の6ページ、7ページのほうを御覧いただければと思います。議案第48号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正は国の異次元の少子化対策の実現に向けて策定されましたこども未来戦略において、今後3年間に集中的に取り組むべき施策の一つとしまして制度発足以来、75年間に1度も改善されてこなかった保育所等の職員配置基準の改善を図るものでございます。全ての保育施設が対象となり、保育所及び認定こども園では県の条例で家庭的保育、施設のみ市の条例での対応になります。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等における満3歳児及び満4歳児の職員配置の最低基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、保育所等において満3歳以上満4歳児未満の児童おおむね20人につき1人以上の職員を置くとしていたものを、おおむね15人につき1人以上とするに改め、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人以上の職員を置くとしていたものを、おおむね25人につき1人以上とするに改められたことに伴い家庭的保育事業等の施設についても同じように改正するものでございます。また、付則によりまして保育の

提供に支障を及ぼすおそれがあるときは当分の間、従前の例によることができるものとするという経過措置を設けるものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行するといたします。

○矢口委員長 ただいまの件につきまして委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第48号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第49号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の8ページをお願いいたします。議案第49号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。改正の理由につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより、条例の基準となる国の基準が改正されたことから、対象となる二つの条例を一括して改正するものでございます。改正の内容につきましては、議案書9ページをお願いいたします。介護保険法施行規則第140条の66、第1号ロ（2）に規定されておりました地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正により同号イに移ったため、当該定義規定を引用する箇所には条ずれが生ずることから、改正するものでございます。施行日は、公布の日からとなります。

○矢口委員長 御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第49号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第51号、土浦市教育支援委員会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○塚本学務課長 議案書の14ページをお願いいたします。議案第51号、土浦市教育支援委員会条例の一部改正について御説明をいたします。改正の趣旨といたしましては、近年の特別支援教育をめぐる状況が変化する中、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図るため関係機関が連携し、早期からの一貫した教育支援を効果的に進めていく必要がございます。このため、土浦市教育支援委員会の委員に地域のセンター的機能を担う特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを新たに1名追加し、その豊富な経験と知識を活用したより専門性の高い議論を一層深めていけるよう改正を行うものでございます。15ページの改正の内容でございますが、ただ今御説明しました改正の趣旨に基づきまして、第3条に規定しております委員数を15人以内から16人に改めるものでございます。なお、関連する規則の別表に選出区分及び定数を定めており、整合性を図る観点から以内の文言を削除するものです。そのほかの改正につきましては今回の委員数の見直しに合わせて改正を行うもので、第1条は早期からの一貫した教育支援を充実させる旨の設置目的の明文化、第2条は調査審議の内容に関し教育相談や支援などの具体的な表現の整理、第4条、第6条及び第7条については委員の任期や会議運営に関する文言の整理など現状との整合を図った改正を行うものでございます。施行日は、公布の日から施行するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 第3条中、15人以内を16人に改めるというのがあります。以内という人数は文言どおりですから、15人以内なのだから、15でも14でも良いという意味だと思いますけれど、16になるとフィックスするわけですから、欠けることが許されないような条文になっているのですけれども、その辺りは大丈夫なんでしょうか。

○塚本学務課長 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。まず15人以内ということで、従前の条例のほうは第3条に規定してございました。今回の16人ということで、ぴったりの定数ということで、現状でも15人で専門的な視点から各御協議をいただいておりますので、今回16人にする事で更なる協議を進めていくという内容でございまして。16人で欠けるということは現時点では想定してございません。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第51号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号、土浦市教育支援委員会条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第57号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 サイドブックス40ページをお願いいたします。議案第57号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について説明させていただきます。後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の3、第1項の規定に基づき関係市町村で協議するもので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回の規約変更の理由でございまして、3点ございます。41ページを御覧ください。1点目が規約の第11条、第3項を削るといいますが、これは広域連合の正副連合長の議員兼職禁止規定を削除するものです。正副連合長は関係市町村の長からと首長を限定の役職とされており、また、広域連合議員は関係市町村の議会の議員をもって組織するとされており、議員限定の役職となっております。このようにそもそも兼職できないこととなっていることから、第11条、第3項は不要となり、これを削除するものでございます。この施行期日は、地方自治法第291条の3、第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行することとなっております。2点目の別表第1号、第2号及び第3号中、被保険者証及び資格証明書を資格確認証等に改めるというものです。これはマイナンバー法の施行により現行の被保険者証は改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、被保険者証及び資格証明書を資格確認証等に改めるものでございます。この施行期日は、令和6年12月2日施行することとなっております。3点目の別表第2備考中、3月31日を1月1日に改めるというものですが、これは後期高齢者医療広域連合へ納める共通経費負担金について、この負担金の算出に用いる人口及び高齢者人口の算出基準日を変更するものでございます。変更理由としましては、この負担金の第一期納入期限が4月24日と規定されていることから、例年人口等の報告から負担金の納入までの期限が短いため、広域連合及び関係市町村間での事務作業がタイトなスケジュールで行わざるを得ないことから、算定基準日を1月に変更することで十分な事務作業の時間を確保するものでございます。経過措置としまして、この規約による変更後の別表第2、備考の規定は令和7年度以後の関係市町村の負担について適用し、令

和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第57号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案どおり決しました。それでは、委員会での審査について委員長報告に盛り込むべき事項はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩中に分科会を開催いたします。

(午前10時56分休憩)

(午前11時6分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。その他に入ります。資料は、文教厚生委員会、令和6年、6月14日開催、資料②を御準備ください。土浦市立学校におけるラーケーションの実施について執行部より説明をお願いします。

○岩田指導課長 資料2のほうをお開きください。土浦市立学校におけるラーケーションの実施について説明いたします。ラーケーションにつきましては最近の報道等で徐々に周知されてきているところですが、ラーケーションとはラーニングの学びとバケーションの休暇を合わせた造語でありまして、全国の自治体でも導入に向けて関心を高めているところではあります。このラーケーション制度は令和5年度より全国で初めて、名古屋市を除く愛知県の53市町と大分県別府市で実施されております。本県では今年度4月より茨城県立学校で取り入れることになりまして、県内の各市町村においても今年度より実施に向けた積極的な動きが出てきているところではあります。本市といたしましても、ラーケーションはその目的が教育的価値が高いものと考えておりますので、今年度10月を目途に実施に向けた準備を進めているところでありまして、本日文教厚生委員の皆様にも今後の予定等を説明させていただく機会をいただきました。資料の冒頭の囲み部分で示しましたが、ラーケーションは学校に通う子供たちがいる世帯が平日、授業の代わりに児童生徒と保護者が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日という設定となっております。これは、学校では学びにくい体験などを家族との触れ合いや会話の中で自己の在り方や生き方を考えながら課題を発見し、解決していくことができる力を身につける大切な機会とする取組で、学校ワーケーション

を取得する児童生徒を欠席とはいたしません。資料2の今後の計画を御覧ください。10月実施に向けたスケジュールをお示ししております。現在、保護者学校への事前意向調査の集約分析を行っており、今後実施方法の検討を経て7月には実施要項や保護者向けリーフレットなどを作成し、学校や家庭への周知の予定となっております。土浦市立学校は今年度より完全2学期制となっておりますので、その後期の始業日となる10月15日より実施の予定で進めているところです。本市の近隣では既にラーケーション制度を開始している市町村もございますが、本市では3番、現状における課題にあります課題への対応などを丁寧に制度設計し、説明していくことが必要と考えております。特に導入に当たっては、体験活動などの許容範囲の判断や手続などで学校が混乱したり、業務の負担を生じさせたりすることなく取得できることや、地域や家庭の理解促進をしっかりと行っていくことなどを念頭に調整を進めております。また、資料には示しておりませんが、ひとり親世帯や低所得家庭、児童養護施設より通学する児童生徒への配慮なども検討する必要があると考えております。現在集計しております意向調査では、約3割の家庭でラーケーションの取得を考えていないという結果もございます。今後も実施に際しまして、地域や家庭、学校を加えてラーケーションスポットとして受け皿となり得るような各種イベントなどを企画運営する市役所各課や、各種運営団体などにも事前周知を図るなどしっかりと理解促進された環境の下で、利用者が取得しやすい形で実施したいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員 このラーケーション、令和5年に愛知で多くこれに取り組むようになったというそういうお話を伺いました。まずこのラーケーション、これをやろうと思った背景というのは何なののでしょうか。ラーケーションの意味については分かったのですが、この事業の背景にはどんなことが考えられてこれが出てきたのかなというのを分かれば教えていただきたいなと思います。

○岩田指導課長 御質問にあった背景についてですが、学校では体験活動などを今多く取り入れながら、探求的な学習というのを進めているところなのですけれども、各家庭においてもそういった体験活動の機会を親子で設けてもらう、そういう必要性が生じていると思っております。その中で、土日だけではなかなか体験できない、そういった部分もあると思いますので、学校がある平日に家族とともに体験活動などをするという機会を設けることを設定しているのだと思います。また、これは教育的な観点とは違うのですが、地域の観光資源、こういったものを利活用する、そういった機会の創出、そういったものも含まれているかと思っております。

○吉田(千)委員 平日に親子で体験活動をしていただこうと、そういったことが大きな一つの目的にもなっているのかなというふうに、今お話を伺いながらすごく感じ

ました。そういった意味では、良い機会を与えていただけるのかなというふうには感じました。ところが、先ほどもございました様々な課題がちょっと見えているなどというのがありました。そして、3割はあまりこのことに対して良しとしてないといひますか、あまり考えてないよということかなと思ひましたので、その辺丁寧によつていただければ有り難いかなというふうに。この事業に対して異議を唱えるわけではごひいませんが、その点だけお願ひしたいと思ひましたので、よろしくお願ひします。

○田中副委員長 平日の授業の代わりに児童生徒と保護者が一緒に体験活動というのは何を体験、活動されるのかということと、それは親子だけの教室ではないけれど、そこを用意してそこに入ってもらふという形なのかなということと、あと、平日の毎日なのか、そこで何時間ぐらいその体験活動をするのかちょっと教えていただけますか。

○岩田指導課長 ラーケーションの活用につきましては、必ず一日中体験などというわけではなくて、例えば家族旅行の中で行つた現地で体験スポットなどがあつて、そこを体験することで子供たちの中で何かしらの学びがあつた場合、それはラーケーションの一つとして認めていくという形になるかと思ひます。また、平日どれぐらいの頻度でそれを行つていくのかということですが、この利用に関しましては任意でありますので、御家族のほうで予定を立てて、この日に家族旅行の中でこういう体験を試みようとかいうような部分、こういったものが優先されるかと思ひます。私どものほうでは、年間5日間を限度にロケーションの制度を導入していければというふうによつて思ひます。

○田中副委員長 今ちょっとお聞きた中で、例えば家族旅行を企画して、その中でキャンプを平日やると学校には出席したことになるということですか。

○岩田指導課長 このラーケーションを利用した日の学校での取扱いですが、出席停止扱いというものがあつて、欠席にはならない。そういったカウント、学校ではそういう集計になります。

○福田委員 今、先生方の負担がいろいろと増えていると思ひます。これを実施することによつて、先生方の負担というのはどういふふうになるのでしょうか。

○岩田指導課長 教員の負担、学校の負担につきましては、制度設計をしている中でできる限り負担を増やさない、そういった取組になるような制度にしたいと思ひているのですが、申請等の手続を確認をする作業、また、振り返りシートをなどを利用して報告する場合の確認、こういったものが学校での負担というふうになるかと思ひます。

○福田委員 先生方はいろいろと負担が増えている状況があるので、更に負担とならないよう是非努力してください。

○平岡委員 ラーケーションはとても良い企画だと思います。というのは、私もまだ現役だった頃、土日がお休みの保護者ばかりではございませんので、保護者の方がお休みを取得されるというのも土日とは限りませんので、保護者の皆様の御都合でお子さんを連れて海外旅行という事例がたくさんありました。全然私は欠席するということに対して何の疑問もなく、行ってらっしゃいということで送り出したのですが。教員だった身として一番気になるのは、その間の学力、学習内容の保障をどうするか。大体行かれるお子さんたちはそれなりの覚悟を持って、保護者の方も覚悟を持って行かれますので、大概その部分はカバーしてくれるのですけれども、もう全部が全部そうもいかないし、先ほど3割の御家庭がそれは難しいとおっしゃった理由もとてもよく分かるのですね。だから、取組としてはとても素晴らしいのですけれども。それが強制にはならないのですよね。それは後でお答えいただきたいと思うのですけれども。それと、現状における課題ということでたくさん挙げられております。やはりまだまだ地域の理解というのを得るのが難しい部分があると思うのです。何で学校休んで旅行なんか行ってるんだみたいなところがありますので、その辺りの啓蒙、啓発を丁寧にやっていただいて、学びの一環として子供たちがこれに取り組んでいけるように御配慮いただけたら良いなと思います。以上2点でございます。

○岩田指導課長 ラーケーションを取得して家族でそういう触れ合いの場や体験をしている日、学校ではもちろんラーケーションの取得に合わせた授業の進度というのはなかなか難しいですので、その授業のほうは通常の授業を行います。その間の受けられなかった部分の学習の保障については、現在GIGA端末のほうで1人1台端末の方でAIドリルや、茨城県のほうで事業として行っている茨城オンラインスタディというところがありまして、そこを開くと授業形態で單元ごとの学習ができます。そういったICTなどを活用した学習の保障というのもできるかなというふうに考えております。また、このラーケーションの利用に関しては、決して強制とはならないような配慮が必要だと思っております。取得に関しては年間5回辺りを限度としたいというふうにしていますが、ラーケーションのほうを活用したから、しないからということで子供たちに学校生活の中で不都合が生じないような配慮というのは行っていきたいというふうに考えております。また、地域、市民への周知については、今後広報つちうらなどを通して、このラーケーションの活動の導入についての説明はしていきたいというふうに考えております。

○勝田委員 何点か教えていただきたいのですが。本市でこれを実施しようという決断をされた背景には、十分その効果等を話し合われてやろうということになったのだと思うのですけれども、愛知、大分などで実施されてこのような効果的なものがあったというようなことがあれば教えてください。また、どのぐらいの規模でやっている

のか。最初にこの文章を読んだ時と、5日を限度に考えていて親と対応していくということは、親の旅行にくっついて行くのかなというイメージに変わったのですね。その前はある程度の規模でやるのかなと思っていたのですが、別に親ではなくてクラスの中で何人か、違う保護者でも良いけれども、土浦の近隣のどこかに行くのに一緒に野外の勉強みたいな感じで連れて行くというような最初イメージかなと思っていたのですが、年5日で親と帯同するという話になると、何か親の旅行にくっついて行くのを許容するような、そういうシステムなのかなというふうにもとるのですが。これはどういった意味合いがあって、本市で実施しようということが。国とか県がやっているからやるというような、そういうことなのでしょうか。それとも、どういった意義を見いだしてやるというように決めたのですか。それをちょっと教えてください。

○岩田指導課長 このラーケーションの導入に際しましては、先ほど説明している保護者という言葉がちょっと独り歩きしてしまって申し訳ないんですが、保護者でなくても家族、知人又は親類と一緒に活動するということも含めてのものとなります。許容の範囲については、今後も検討の余地があるかなというふうに思っております。また、その効果につきましては、導入に際しまして、学校では決して味わえないようなそういう体験、こういったものを学びとして、子供たちに提供する場合はこのラーケーションが最適かというふうに考えております。また、保護者との親子の関係が希薄になってきていると、そういったところに対しても効果があるのではないかということでは先行事例の中でお見受けいたしました。

○勝田委員 お話していただいた内容は分かるんですけど、どういった背景でこれやるのかなというのは、ちょっと個人的にはまだ疑問も残るところでありまして。これはちょっと違うけども、時期をずらしての旅行とか、そういったことにも意義があるのかなというふうなものを見ると、そういった違う分野での背景もあるのかなというふうには個人的には感じたわけですけども。それと、福田委員もおっしゃってましたけど、そうすると、行く子もいれば、行かない子もいるという。当たり前ですけど。そういう話になりますので、学校はきっと管理の面で校長先生方も配慮が必要になってくると思うので、その辺りも十分御検討いただいて、よろしくをお願いします。

○入野教育長 各委員からいろんな御意見いただきました。私のほうからちょっともう一言長くならないように申し上げたいと思います。新しい制度であります。実は、県立学校、高等学校、特別支援学校もそうなんですけど、他の市町村でも4月からということで、県から要請といいますか、そういうふうに検討してくれという要請文が昨年度来ました。私どもとしては、4月からできるんであろうかということ、よその県の、先ほど課長が申し上げましたとおり、いろんな課題であり、あるいはクリアす

る方法であるとか、様々なやったことないことですので、とりあえず趣旨を課長が申し上げたいろんなメリットがあるということで、行いたいということであるならば、高等学校、県立学校、あるいはよその市町村、そして他県のそういうふうな、我々が思い描いている課題をどのようにクリアするのか、一番大切なのはやっぱり制度を作ったけれども、その中身が保護者の理解も、あるいは誤解もあるかもしれない。そして、アンケートの結果もございます。利用できる子、できない子、そういったことがあって果たしていいんだらうか。それから、教職員の負担というふうなことも委員からありました。教職員の負担について申し上げますと、やはりこれについてまだちょっと未成熟なもんですから、御家庭からどんな案があるのかということで、それを承認する学校側の見極めも非常に難しいところでありまして、保護者に対して、計画資料の2の2番の今後の計画の⑤番を御覧いただきたいんですが、7月に初めて保護者に説明をいたします。そういった時に、誤解がないように、例えば例示をするであるとか、あるいは逆に週休5日制を初めて学校に導入した時も受け皿作りとして、行政を中心にいろんなメニューを作りました。そういったこともやっぱり作ってあげないと、家庭も混乱するし、学校側も混乱すると。手探りの状態で始めるわけなんです、冒頭委員からございましたとおり、非常に良いことがたくさん期待できます。平岡議員からもありました。家庭学習が中心となって、親子、家庭の希薄なちょっと状況、あるいは地域との関係が希薄になってると。不登校も増えて、親御さんもっていいですか、御両親も忙しくてなかなか触れ合う機会がないと。ところが、校内フリースクールを作ったら、どんどんそういうふうなことで、家庭からも出てくる子供たちがたくさんいると。そういったことならば、学校に来られない子供、あるいは校内フリースクールに来ている子供も含めてですね、御家庭と一緒に触れ合う機会がこれで行けるんじゃないか、きっかけが作れるんじゃないかと。そういったこともやっぱり考えました。非常に天びんにかけるのは非常にまだ保護者、学校に理解をしていただくので、我々も手探りなわけなんです、いろんな課題をやりながら、よそをモデルにしながら、最初5日という短い期間でありますけれども、できるだけ経済の活性化ということだけではなくてですね、世の中全体平日をお休み、企業の理解を得られればできるということで、企業の民間企業の働き方改革にも、もしかしたら学校の先生方もこういったことで平日を休めるというふうなことも考えられるんじゃないか。そういったことを職員とも話をしましたので、ちょっと見切り発車的なところはありますけれども、少しよその市町村よりもずらして、半年間ではあります、丁寧に進めようと課長が申し上げます。そういったことで、始めようと言ったのが私どもの役所内部での背景でございます。ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、私はそういう理解でゴーサインといいますか、それをしたところでございます。

○吉田(千)委員 教育長から分かりやすい今後の取組に向けてのお話を伺いさせていただくことができ、本当にありがとうございます。本当に子供たちが置かれている環境、なかなかその学校だけではその体験、そういう機会を与えるというのはなかなか難しい状況もあったり、あるいは不登校、お子さんたちに対しての外で活動ができる、ある意味いいんだよっていうね、そういうところに親御さん、あるいは御親戚の方、あるいは知り合いの方と出かけてもいいんだよという。そういう何かこう柔かい、外に向かって心が開ける、そういう機会がこれで設けられたらいいのかなというふうに私も今改めてお話を聞きながらそう感じました。年間5日ぐらいを考えてるよというお話でございました。その辺も1日増えたからどうのこうのっていう、その辺は少し柔軟に取扱いをやる中でのことになろうかというふうに思うんですけども。行く時に限っては、きちっともちろん予定を出していただくということなので、それに準じていただきたいと思うんですけども。初めのスタートの中で5日間っていうことになってしまうと、なかなかちょっと、もしかして先ほど平岡議員からもありました海外に行くというようなことがございました時には、その辺が難しいというところもあろうかというふうに思います。様々なことがあると思いますので、本当に課題の整理がちょっと難しかったりはするんですけども、本当に保護者の方、それから先生方ももちろんですけども、保護者の方に向けて分かりやすい、今お話していたことで、教育長からも、また指導課長からもお話していただいたことで、私どもも大分理解が進んできたかなというふうに思いますので、そういったことで是非とも分かりやすい説明とともに、よろしくお願ひしたいと思います。

○矢口委員長 ほかにはいかがでしょうか。私も質問というわけではないんですけど、今回のラーケーションは平日というのがキーワードだと思うんですけど、そこでちょっと疑問になってくるのは、夏休みでは駄目なのかなっていう部分も当然ある。質問じゃないんですけど、そんな中でちょっと思い出したことがあって、私事で大変恐縮なんですけど、地域の地域に出かけたりとか多くの人と出会ったりする体験的、研究的な活動ということで、小学校のPTAの時にですね、夏休みサマースクールというのを平日に開きました。地域の先生とか、中学校の理科の先生、そういった方々をお呼びして、夏休み子供たちが持て余してるよという保護者のお話を基に、学校をお借りして開きました。当時の教育長にも来ていただいて、見学もしていただいたんですが、何となくそういう事業なのかなというふうな、最初これを聞いた時に思ったんですけど。何となく皆さんの議論を聞いてると、平日旅行行っていいんだよみたいな。そういうふうな形にもとれてしまうんですけど。いずれにせよ、10月完全実施ということで、手探りながら進めていくということですので、私たちこの文教厚生委員会にも随時進捗状況を御報告いただきながら進めていただければなと思います。という

ことで、この件はこの辺にしたいと思います。つづいて、最後に執行部からということで。実はごめんなさい。部活動の地域移行に関しまして、今年度まだ2か月あまりのところであるんですが、地域の方々に非常に関心の高い事業ですので、中間報告ということで、この場で御報告いただけるようお願いをしておいたところであります。それでは、指導課の岩田課長からお願いしたいと思います。資料は、皆様のお手元に配られております。

○岩田指導課長 それでは、指導課より本市の中学校部活動の地域移行のこれまでの背景、経緯等について、また本市の休日の地域クラブ活動の理念やコンセプト、また組織や活動内容について御説明させていただきます。事前に委員の皆さんに配布させていただきました資料、土浦市部活動地域移行についての2ページ、3ページをお開きください。中学校部活動につきましては、近年、少子化や各競技人口の減少などの影響もあり、部員の減少傾向に歯止めがかからず、特に団体スポーツでは、学校単位による部活動運営の存続が厳しい状況にあることは、子供たちの活動の保障を考えると、大変憂慮されると考えております。本市の市立中学校義務教育学校の部活動を見ても、今後が心配な状況に変わりはなく、指導課におきまして、令和4年4月より構想を練り始め、部活動のよさを継承した持続可能な地域移行を目標に、受益者ファースト、子供ファーストをモットーにした土浦市部活動改革プロジェクトを段階的にスタートをさせてまいりました。資料の方、5ページを御覧ください。地域移行の取組に係るロードマップについては、令和8年度からの全部活動での地域クラブ活動を目標といたしまして、昨年度より先行を4種競技での実証事業をスタートし、段階的に移行していく予定となっております。特に今年度は、通年でのクラブ活動の取組のほか、重点となる課題についても実施をしていく予定となっております。つづいて、6ページです。地域クラブを創設するにあたりましては、民間のいわゆるクラブチームとのすみ分けを明確にした位置付けが必要と考えております。高い専門性が享受できる一方で、費用負担も大きくなってしまうと、必ずしも多くの子供たちが参加できるわけではありません。そのため、本市の部活動改革の理念の基に、これまで教育活動の一環として教員が担ってきた学校部活動のよさは継承しつつも、教員、保護者の負担をできる限り抑えられる体制の中で活動できる地域クラブを目指すこととしております。7ページにあります。その一環として次代の地域を担う全ての子供たちがスポーツや文化芸術活動を通して思う存分自分らしく活動できる新たなプラットフォームを創生、創造するというコンセプトの基、運営団体として昨年9月に土浦市地域クラブ活動推進協会を設立いたしまして、地域クラブ、ブルーオーシャンを運営するに至っております。現在市内8校の運動部活動のうち、軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの4競技を対象に、地域クラブ活動への移行に取り組んでいる

ところであります。これまで部活動の担い手であった学校と受け皿をつくる行政が連携し、土浦市地域クラブ活動推進協会が中核的な役割を担い、持続可能な活動として発展させ、今後オール土浦による地域協働活動へと成長させることが必要だと考えております。そのため、地域の応援を得やすくするため、競技別や学校別で運営団体を持つのではなく、市内全域で一体的、また包括的な地域移行の実現を図ってきております。この地域クラブの名称ともなりましたブルーオーシャンとは、マーケティング用語に由来しています。これまで誰も考えつかなかった、新しく自由な発想から生まれる環境で子供たちが自分らしく新たなことへ挑戦できる環境を創出したいという思いからネーミングいたしました。この地域クラブ、ブルーオーシャンの理念は二つあります。一つはこれまで学校教育の一環として培われてきた技能習得や結果だけに終わることのない人間形成に寄与してきた部活動の良さ、これを今後もしっかりと継承していくこと、もう一つは活動に参加する全ての子供たち、そこに関わる全ての人が心身ともに満たされる、ウェルビーイングが共有できる機会を作り、持続可能な地域クラブ活動としていくことです。この二つの理念は変化の激しい社会で自分らしく挑戦し、新しい時代へと飛躍する次世代にとって最も大切なギフトだと考えております。そのためには、学校、地域、行政が一丸となって中学生という感受性に満ちた世代が誰一人取り残されることなく、思い切り挑戦できる新たなフレームワークを構築し、彼ら一人一人の思いに寄り添い、思いに応える地域クラブの運営を目指したいと考えております。つづいて、資料8、9ページには地域クラブ活動のイメージとブルーオーシャンの拠点枠組み、活動方法を示しております。ブルーオーシャンでは、部活動の現状を踏まえ、複数校の生徒を対象とした拠点の枠組みを整理しまして、活動人数を確保することによって、活動の質を担保できるようにしております。各拠点の枠組みにつきましては、現状及び今後の動静なども考慮しながら、複数校を拠点化しております。保護者や生徒の移動にかかる負担もできる限り抑えられるよう、原則として隣接する隣同士の学校が組合せの拠点となるようにも配慮しております。ちなみに、枠組みにあります拠点ごとにそれぞれのチーム名もつけております。本日配布のリーフレットには、そちらについても記載されておりますので、御参照ください。つづきまして、10ページです。地域クラブ活動に係る受益者の費用負担についてですが、他市町村の先行事例における費用負担や指導者謝金の設定状況など、参加が想定される中学生の人数から積算した拠点チーム数や指導者数を踏まえた上で、最低限度の負担として会費を設定しております。しかしながら、現時点では一部競技での実証事業にとどまっているところであり、受益者負担とすることにはほかの部活動との間に不公平感が生じてしまいます。そのため、昨年度に続き、今年度も市の一般財源より受益者負担相当分の補助金が補助され、会費を徴収せずに運営しております。これまで

学校が負担してきた部活動経費及び人的な負担を受益者や地域の負担に移行していくためには、地域クラブの運営体制をより安定的、安心感のあるものにするとともに、保護者や地域からの理解を得ることが必要となります。そのため、今後も実証事業により実績を積み重ね、適切な費用負担額の設定などについても検討していく予定でございます。資料11ページを御覧ください。事務局となります運営団体、土浦市地域クラブ活動推進協会の取組についてですが、事務局業務として会員であるクラブ参加者や指導者を管理しております。推進協会では、拠点チームごとに複数名の指導者を配置しております。指導者バンクとしての機能も果たしております。そのほか、指導者の研修、部活動との連携や兼職兼業教職員との連絡調整などの役割も担っております。地域クラブ活動業務としては、日常のクラブ活動はもちろん、交流大会などの運営、各種イベント等の開催も行うこととなります。ちなみに、推進協会の事務局は現在、市立武道館の1階の一室を借用し、3名の常勤事務局員を雇用し業務を行っております。資料12ページ、13ページには、指導者の配置と地域クラブ参加のフロー図を掲載しておりますので、御参照ください。資料の最後のページには、地域クラブ活動に会員である中学生及び保護者が安心して参加できるよう、クラブ連絡用コミュニケーションツールをシステム会社と共同開発という形で実施をしている紹介です。活動予定の確認や参加帰宅時の通知などを登録、メールによる連絡システムが安心感に繋がっている点は、保護者からも評価を受けております。こちらについても、更に機能をブラッシュアップし、より安心安全な活動環境を整備していくことも実証課題として取り組んでいるところです。なお、今年度土浦市ではスポーツ庁の重点課題への実証事業にも委託自治体として手を挙げております。この事業の委託先ともなる地域クラブ、ブルーオーシャンでは、今後も多様なスポーツ機会の創出をテーマに地域と連携し、子供たちに非日常の体験や多様な出会いを提供していくことを目指しております。この秋にもスポーツフェスティバルなど、各種スポーツイベントや交流大会、クリニック研修などを企画しており、地域クラブ、ブルーオーシャンの活動を積極的に地域の方々に広報し、地域ぐるみで応援いただける機運づくりに努めてまいりたいと考えております。以上、本市の休日部活動地域移行に係る地域クラブ活動の概要となります。この場で周知の機会をいただきましてありがとうございました。説明は、以上です。

○矢口委員長 これに関して御質問等ございますか。

○勝田委員 ありがとうございます。勉強になりました。土浦市地域クラブ活動推進協議会というのはどういうメンバーをもって構成されてるんですか。

○岩田指導課長 構成メンバーにつきましては、現在会長が教育部長となっております。副会長には中学校体育連盟の会長である校長先生、また中学校校長会の代表校長

が入っております。また、理事としては各中学校の校長先生、そしてPTA連絡協議会の会長、また川口運動公園運営事務局事務所の所長様、そういったメンバーを構成員とさせていただいております。今後は理事等に地域の方を入れられるような状況で進めていきたいというふうに考えているところです。

○田中副委員長 指導者の方は何名ぐらい在籍されているんですか。

○岩田指導課長 指導者につきましては、5月末なんですけど、107名おります。ちなみに、会員となっている子供たち、中学生は709名でございます。

○平岡委員 私が一番こういうことで懸念するのは、以前にも申し上げたと思うんですけども、外部のコーチとそれから校内のいわゆる教職員とのその思い、考え方の違いというのが。私実は今日本スポーツ協会公認の水泳指導員と、それから競技水泳の競技役員をやっているんですけども。やっぱり、これちょっと録音されちゃうのでちょっとあれなんですけれども。あえて言わせていただきたいんですけども。スイミングクラブのコーチの考え方と、やっぱり中学校、高校の教職員の考え方ってのやっぱり全然違うんですね。スイミングクラブであると勝利至上主義なんですよ。何をさておいても自分が勝てばいいという感覚が多いですし、やっぱり中体連、高体連の先生方の考え方ってのは、やっぱりともに頑張っていこうという考え方、チームワークを大事にした考え方が、やっぱりその違いが大きく見えてくるんですね。ですから、極端な例を言えば、インターハイの話なんですけども。この選手はもうインターハイで優勝できる。その選手がいるチームは頑張ればリレーで入賞できる。でも、クラブのコーチの考え方としては、リレーで入賞よりもこの個人がインターハイで優勝できることを狙うというような指導傾向にあるんです。やっぱり、私なんかが一番懸念するのは、そこら辺の考え方の違いをどうこう、調整していくかっていうことなんです。実はこれ、多分一番難しい問題だろうと思うんですけども。やっぱり、今後の努力を要望いたしまして、これは意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢口委員長 私からも一つ質問させてください。休日だけなわけですね。こちらね。この事業を立ち上げた背景の一つとして、こういったここに挙げられてる4競技、チームスポーツですけど。生徒数の減少によってなかなか、一つの学校だけでは、例えばサッカーですと11人集まらなかったり。そういうことがあると思うんですけど、この平日の部活動の各校で行われてる部分で人数が少なくて部活動がうまくいってないとか、そういう実情はありますでしょうか。人数が少ないことによる。

○岩田指導課長 現在、市内の中学校、義務教育学校では、やはり団体スポーツを中心に部員数が少ないために、思うような練習、思うような活動ができていないというところが多く生じてきております。これは今後も増え続ける少子化の流れに沿って増

え続けるものかなというふうに考えております。現在そういった効率的に活動ができない、そういった部活動を中心に、これは学校ともお話し合いですが、部活動を拠点校化していく。そういった流れも現在部活動改革の一つとして考えているところです。具体的に申しますと、今市内の中学校の野球部は新人大会になると昨年度は8校のうち5校は9名に満たないという状況でした。そのため、合同部活動ということで、2校ずつが組み合わさって新人大会に出場したということになっております。ほかのサッカーやバスケットなどでもそういった事態が生じておりますので、今後はそういう拠点校化を目指しながら部活動を支えていければというふうに思っております。

○矢口委員長 単純に生徒数が減ったってということだけではなくて、この間ちょっとある機会にお聞きしたんですけど、今中学校の部活動で一番人数が多い部活が美術部だということを聞いてとてもびっくりした覚えがありました。そういう背景もきっとあるんだろうなと思ったところなんですけど、以前は先ほど申し上げたとおり、市民の皆様から非常に関心の高い部分であるので、何らかの機会の時に。見学は休日だけこの事業やってるということなので、なかなか見学も難しいかもしれませんが、高い関心を持って私たちもこの事業を見守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○勝田委員 2点ほどございまして、まずスポーツ振興課のほうに、かすみがうらマラソンの推移の件で平石議員からも質問があったと思います。マラソンのエントリー数が減っているということで、対策うんぬんってことがあったと思うんですけど、多分ランナーの数がですね、コロナもあったので、走る人が減ったというのは多分そうなんですけど。以前からランナーの人っていろんな大会に出るんですよ。ですから、ランナーの人口がものすごく多くて、何万人も大会にエントリーするんじゃなくて、かすみがうらに出た人はつくばも行って、近隣グルグル回ったり、場合によってはちょっと遠いところに行ったりしてるってということだと思えますね。一方で、大会が増えるということは選択肢が増えるので、やっぱりそれだけ考えると、一つの大会に偏在するか減っていくかということ。どこも現状維持とか、増えてくってということはちょっと有り得ない話になってくると思うんです。そういった中でかすみがうら、歴史も本当に伝統がある素晴らしい大会なので、どうやって維持するか、増やすかっていうお話が出たと思うんですけど、その中で大会によってはエントリーしていた方の側からいうと、値段よりもものすごくいい返礼品があるとか、そういったことを大事にする方もいるんですけど、それってやっぱり負担が多くなる。競争になるじゃないですか。それも大事かもしれませんが、私は今のかすみがうらマラソンっていうのは国際ブランドマラソンじゃないですか。そのやっぱりスピリッツっていうのはすごい大事だと、魅力の一つとしてすごく大事だと思っておりますので、今後大会の

今後の運営を考えられる中で、今一度ですね、その辺りに立ち返っていただいて、誰もが、目が見えなくても走れる。みんなと一緒に走れる。そして、伴走をする。ちょっと個人の話になるんですけど、いつか伴走できるぐらいの人間になりたいなどは常に思ってた。難しいんですけど。そういったものをですね、健常者と目が見えない人が一緒に走れる大会というところが、一つの大きな売りだと思imasるので、もっと大事にしていっていただいて、魅力の一つとしていただけるようお願いしたいなと思います。お願いなんですけど、それと後程で結構なんですけど、そのブラインドの方の出場がどのぐらい推移してるかっていうことも教えていただければなというふうに思います。

○寺崎スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。マラソンの参加者が減少した要因ですけれども、私どもかすみがうらマラソンが体現する福祉、ノーマライゼーションの実践ということで掲げ開催している中で、その辺のスピリッツっていうか、機運が薄れてきてるのも原因ではないかという御意見だと思うんですけども。市といたしましては、一般質問でお答えしましたように、参加者が減った原因としましては、マラソンブームが収束したこととか、今おっしゃられたマラソン大会が増えて、飽和状態になったこと、あとまた参加料が東京マラソンも値上がりしていることもそういうような複合的な要因があるってことで分析、また認識しておりました。今委員から御意見をいただきまして、そちら今おっしゃられたような機運の低下という、そういう視点から本大会を見つめ直すことは、福祉というテーマを明確に掲げる本大会にとってもとても大切なことだということ今再認識させていただきました。今後はそのような視点があることをしっかりと受け止めまして、常に大会テーマを強く意識しながら、もちろん実行委員会組織ですので、そちらとも共有しながら、機運が高まるような大会運営に努めてまいりたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

○勝田委員 もう1点いいですかね。時間ない中すいません。もう一つ、高齢福祉課ののりあいタクシーの件なんですけど。こちら今回一般質問で何名かの同僚議員の方からお話があったかと思います。その中で、登録者が減ってきますよね。コロナもあるんですけど。コロナって言ったらそれで終わっちゃうので。やっぱり減ってるという現状、私も直接運営会社からも聞いてます。じゃあ何で減ってるんだというようなところを再度、利便性の向上のために、アンケートをしたらいかがですかというような確か要望もあったと思うんですけど、今までのアンケートは対象者というか、基本65歳以上でしょうから、そういった方にされたんですよ。

○刈山高齢福祉課長 今までのアンケートにつきましては、のりあいタクシーの利用者の方へアンケートしたのが一つございまして、あともう一つ答弁で答えさせていた

いただきましたのが、高齢者の計画のほうでとっております65歳以上の方に対してのアンケートでございますので、ちょっとお若い方ですとか、そちらの方についてはとってございません。

○**勝田委員** そうですね。利用者ですもんね。それは当然そうなりますよね。これ、高齢福祉課にお願いすることじゃないのかもしれないんですが、今後もしアンケートを取られる時は私はそうじゃない世代にも取るべきだと思っております。となると、高齢福祉課じゃなくなっちゃうんですけど。どういうことかという、今民間の関鉄、JRそれからきらら、つちまる、ジョイフルバスとかいろいろあるんですけど、そういったところをカバーするのが、のりあいタクシーという作りになってると思うんですが。つちまるは増やす予定ですけど、現状ではまだ5路線が未就行です。やがては就行されるんだとは思いますが。そうすると、65歳未満の方で乗りたい人が乗れない地域がやはりあるということなんですよね。これはちょっとどうなのかなというふうにも、ちょっと私はちょっと言葉あれですけど、公共交通の交通網に穴があいてるというふうに思ってます。すぐさまつちまるが全便運行してくれれば大分緩和するとは思いますが、でもなかなかそういうわけにいかないのが現状でありますので、何がカバーするのがいいのかというのは基本的な考えでは大きな考え方と思っております。ちょっと高齢福祉課に全世帯にアンケートをとってこれというのをお願い以上のことはできないので、ちょっと意見だけですみません。はいとも、いいえとも言えないと思うので、そういうふうに感じるころもあるので、これはどっちかっていうと全庁で考えていただきたいというふうに思っております。意見です。

○**刈山高齢福祉課長** 御意見ありがとうございます。今高齢福祉課と都市計画の交通政策室、そちらのほうとも協議させていただきまして、今後は運営主体であります土浦地区タクシー協同組合さん、そちらのほうも入れまして協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**福田委員** これも分かる範囲でいいんですが、給食費の無償化、これは本当にもう大変喜ばれてますね。今、食材がですね、もう本当にこの異常な物価高で。これ本当に給食費のですね、予算の範囲もあると思うんですけども。今いろいろ給食費の食材の改良も含めて苦勞されてると思うんです。そういう点で今の現状みたいのをですね、もし分かる範囲でお伺いできればと思ひまして。

○**小池学校給食センター所長** 今福田委員おっしゃったとおり、物価上昇続いております。今ちょうど5か年ということで、予算編成の基になる5か年計画を策定してる段階のところで、コロナ前ですかね、令和2年度に作った給食と同じものを今作ったら幾らになるかっていうのをちょっと出したところ、1.18倍上昇してございます。その部分はいわゆるメニューの工夫とかで何とかやっているとこなんですけど、これ

具体的に数字があるわけじゃなくて、栄養士の肌感覚の部分なんですけど。昔は例えばお魚だったら10種類ぐらいレパートリーがあったんだけど、今そのうち値段の低いところからしか使えないとなると、ここ5種類とか6種類とか、そういうレパートリーが少なくなってきたんじゃないかなというような感じはございます。ここの部分を現場としては予算の中で御理解いただいて、同額でできればいいなというふうには思っておるんですが、そこの辺はまた予算の兼ね合いもありますので、メニューの工夫等いろいろ考えながらやっていきたいなと考えております。

○**福田委員** いずれにしても、現場は本当に大変な御苦労されてると思います。そういう点でね、やっぱり予算の関係もあるんですけども、そういう点でもこの文教厚生委員会としてもですね、そういう予算の件、これ異常な状態ですから。何かですね、お役に立てることがあるならばと思ひまして、どうもありがとうございます。

○**寺崎スポーツ振興課長** 先ほど勝田委員の御質問、一つ答えてなかったので申し訳ありません。ブラインドランナーの数の推移ってことでございますが、今の具体的には何っていう数字は今手元にはございませんけれども、当大会に出場いただくブラインドランナーの方っていうのはほとんどの走られてる方が私どもかすみがうらマラソンのほうに参加いただいて、一番数多く集める大会でございます。ランナーの数については、毎年ほぼ同じ数で推移してございます。ちなみに、昨年度、33回大会から今年度34回大会につきましては、トータルの一般ランナーも含めた数は微減しているにも関わらず、ブラインドランナーの数としては微増となっております。

○**矢口委員長** いずれにせよ、後程委員には数の推移の資料を配布いただくようによろしくお願いいたします。

○**刈山高齢福祉課長** 先ほどの勝田委員さんのお話の中でアンケートのほう、高齢福祉課ではやっていないんですが、土浦市地域公共交通計画、この中で実績がございましたので、ちょっと今見つけましたので、申し訳ございません。そちらを御報告させていただきます。調査がですね、令和3年1月29日から2月12日に、15歳以上の市民に対して、3,000票を無作為抽出で、郵送で送っているというようなものがございます。回収票数が1197、回収率が39.9%。この中で、のりあいタクシー土浦についての質問の中で、利用しにくい理由として特にはないが最も多いですか、そういう利用についての質問してございます。回答が224件回答がございまして、そのうち111件は自家用車を利用する。55件が利用する必要がないということが上位でございます。あとは、よく分からないが10件、対象に当てはまらないが10件、存在を知らなかった7件ということで、あと1桁台で1名、2名というふうな印象でございます。そのような回答もございまして、アンケートを都市計画でやっております。

○吉田（千）委員 関連で寺崎課長さんにちょっとお伺いしたいんですが、ブラインドランナーの募集人数とか、何かそれは決まってるんでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 ブラインドランナーの募集人数ですけれども、大会要項の中にはうたっておりません。その辺申し訳ないです。後でお答え回答させていただきますので。

○吉田（千）委員 募集人数がもしあるとすれば、それに対してどのぐらいの方が参加で手を挙げていらっしゃるのか。その辺の推移が分かるとうり難いなというふうに思った次第です。もし、募集人数がなければですね、制限がなければ、それはそれでまた多くの方に参加をしていただく。そういう方向が見いだせてくるのかなというふうに思った次第ですので、すいません。そういった考え方を基にお伺いした次第です。すいません。後で結構でございます。

○平岡委員 既に採決が済んだことでなんですけれども、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準ということで、先ほど聞いててびっくりだったんですけど。75年ぶりの改定だということで。75年もこのままだったのかというのが、とてもびっくりなんですけれども。それでも、多分これ20人が15人、30人が25人、担当する保育士さん、あるいは幼稚園教諭の方にとっては多い人数ですよ。皆様も御承知だと思うんですけども。二、三日前でしたっけ、2歳児を担当する保育士さん、20歳ぐらいの女性だったと思うんですけども、どういうことがあったのかよく分かりませんが、手首を切りつけて傷つけたという、これはもう担当者としてはとんでもないことを事件を起こしたとは思いますが、ですがやっぱり毎日その子供を預かる中での苦しみとか苦勞とかっていうのはたくさんあったんだろうなあとと思うと、本当に何か逆にお気の毒になるんですけども。学習力の高い北欧諸国、それからアメリカ、そしてそれ以外の国々もそうなんですけども、小中学校、高校、大体1クラス17、8人ぐらいの在籍なんですよね。日本だけなんですよね。40人とかってやっているのが。今茨城は35人学級で推進していますけれども。この前のつくばインターナショナルスクールのほう学校見学させていただきました折にも、校長先生がやっぱり、17、8人がベストかなというお答えをされていたんですけども。やっぱり、1人の教師が1人の保育士が預かる子供の数、そして今のお子さん方もかつてとは違って本当にいろんな家庭環境の中から来ていますから、やっぱり多様ないい意味でも、悪い意味でも多様なお子さんがいらっしゃいますので、やっぱり教師や保育士の負担ということを考えた時に、小中高の定数は土浦市として変えることはできないにしても、幼稚園、保育園の基準というのは、まだまだ改善できると思いますので、今すぐということではなくても、近い将来またこれを見直しをしていただいで、保育士の先生、幼稚園の先生の負担が幾らかでも改善できるように御努力をお願いしたいと。

これはお願いでございます。お答えは結構でございます。子供たちのためです。よろしくお願ひいたします。

○寺崎スポーツ振興課長 たびたび申し訳ございません。先ほど吉田委員の御質問なんですけれども、ブラインドランナーの定員っていうのは特に個別には設けておりませんで、それぞれフルマラソン10マイル、5キロ、それぞれの種目にブランドランナーの方は出ていらっしゃるんですけども、特に出場を希望される方は全員、そちらの方は大会で受け入れてるような現状でございます。

○吉田(千)委員 そうしますと、人数の推移はその中に全て入っているということで、ブラインドマラソンのその出場されてる方の増減っていうのはなかなかちょっとその中では見えない状況。増えてるということは分かってるというお話が先ほどございましたけど。その辺は出るんでしょうか。すいません。細かいこと聞いて。

○寺崎スポーツ振興課長 先ほども話申し上げましたんですが、ブラインドのランナー全てということではないんですけども、協会とか、公の機関も関わってるものから、私どもの大会に出ていらっしゃるブラインドランナーがほぼ目指してる方は全て出ていただいと認識しておりますので、過去からのブラインドランナーの出でいただいとる推移とかを見れば、そのブラインドやマラソンをやっている方のランナーの人数という、イコールではないんですけども、その傾向というのが分かるものと考えております。その推移の情報を後でお示しいたしたいと思ひます。

○吉田(千)委員 大変申し訳ありません。よろしくお願ひ申し上げます。

○矢口委員長 それでは、執行部の皆様は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退室)

○矢口委員長 それでは、続けます。各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市都市計画審議委員会委員1名の選出です。まず委員の任期として本年の7月1日から令和8年6月30日。この2年間の任期で、現在の委員は鈴木委員が務めておられるということです。いかがいたしましょうか。電話で確認したところ、鈴木さん、委員はこれだけらしいんですね。ですから、これを退いてしまうと何も務めてないというそういうお話もあった。そういう中でできれば継続したいという御意向は聞いております。どうでしょうか。

(「よろしいと思ひます」という声あり)

○矢口委員長 よろしいですかね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、このまま続けて鈴木委員にお願ひするということにいたしましょう。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。